

島根労働局からのお知らせ

## 「働き方・休み方改善コンサルタント」を利用して みませんか？

**ご利用は無料です！**

島根労働局では、労働時間・休日・休暇などの『働き方・休み方』の見直しについて、助言や好事例紹介・コンサルティングを行うため、専門的知識・経験を有する「働き方・休み方改善コンサルタント」を配置しています。労働基準法への対応を含めた労働時間制度等に関する相談・訪問コンサルティングなど幅広く対応いたします。

企業が抱える以下のような悩み、【働き方・休み方改善コンサルタント】に

**ご相談下さい！**

- ・所定外労働を削減するにはどうすればいい？
- ・変形労働時間制を導入するには？
- ・法定の休暇制度にはどんなものか？
- ・年次有給休暇の計画的付与制度とは？
- ・仕事と生活の調和ってどんなこと？ など

電話による相談対応のほか、ご希望に応じてコンサルタントが個別に事業場を訪問し、アドバイスや資料提供を無料で行います。（秘密は厳守します。）ご希望の場合は下記までお問い合わせください。（または、裏面の申込書をご利用下さい。）

**お問い合わせ・申し込み先**

**島根労働局雇用環境・均等室**

電話 0852-31-1161 FAX 0852-31-1505

〒690-0841 松江市向島町134番10 松江地方合同庁舎5階

## 働き方・休み方改善コンサルタント利用申込書

平成 年 月 日

島根労働局雇用環境・均等室 御中

働き方・休み方改善コンサルタントを利用したいので申し込みます。

事業場の名称			
所在地	電話 ( )		
事業の種類		労働者数	人
担当者職氏名			
希望する事項に、○をご記入ください			
1. 事業場訪問日時 (希望日 平成 年 月 日頃)			
2. 講習会・社内教育・セミナー等の講師派遣			
3. 資料 (パンフレット・好事例等) の提供			
4. その他 ( )			
特におたずねしたい事項があれば、○をご記入ください			
1. 年次有給休暇を取得しやすい環境の整備について			
2. 所定外労働の削減について			
3. 仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス) について			
4. 労使間の話合いの機会の整備について			
5. その他 ( )			

※本紙に書かれた個人情報については、働き方・休み方改善コンサルタントの利用申込の把握のみに使用し、当該事業場の許可なく第三者へ提供することはありません。

下記あて先に郵便またはFAXにより、お申込みください。

### 【問合せ・申込み先】

島根労働局雇用環境・均等室

電話 0852-31-1161 FAX 0852-31-1505

〒690-0841 松江市向島町134番10 松江地方合同庁舎5階